

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
九州CTB理容美容専門学校		昭和31年4月12日		西田 真紀		〒 805-0061 (住所) 福岡県北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号-201号 (電話) 093-663-2223			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人国際志学園		昭和34年10月13日		水嶋 昭彦		〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931			
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
衛生	衛生専門課程	美容科		令和3(2021)年度	-	令和4(2022)年度			
学科の目的	人々の美しさを最大限に引き出すことが美容師として課せられた使命であると考え、そのために必要とされるより実践的で専門的な知識や技術を修得させ、自ら美しく輝きながら社会に貢献できる人材の育成を目指す。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	国家試験に出題される技術はもとより、ヘアショーに出展したり、サロンにおいて必要となる技術の習得を、実習を通じて行う。そのために、在学中の2年間を通して多くの時間を技術習得にかかる実習に重きを置いている。なお、当学科を卒業することによって美容師国家試験の受験資格が与えられる。								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いづれかに記入	単位時間	69 単位	19 単位	26 単位	30 単位	0 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率					
80 人	53 人	0 人	88 %	11 %					
就職等の状況	■卒業者数(C) : 26 人 ■就職希望者数(D) : 23 人 ■就職者数(E) : 23 人 ■地元就職者数(F) : 20 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 87 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 88 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : 0 人 卒業者に占める就職者以外の者(3人(メイクアップアーティストなど技術職としての就職を(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等(令和5年度卒業生) 美容室、ネイルサロン、エステサロン、アイリストサロン								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体 : - 受審年月 : -				無 評価結果を掲載したホームページURL : -				
当該学科のホームページURL	<a href="https://ctb.ac.jp/pages/24/">https://ctb.ac.jp/pages/24/</a>								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数		0 単位時間						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間						
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間						
	うち必修授業時数		単位時間						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間						
	(B: 単位数による算定)								
	総単位数		69 単位						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		30 単位						
	うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位						
	うち必修単位数		30 単位						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		30 単位						
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位						
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3 人						
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0 人						
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人						
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人						
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人						
	計		3 人						
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		3 人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

美容師に必要な基礎知識および衛生管理技術をはじめ、時代に即した美容技術の修得を目指す。具体的には、お客さま一人一人のご要望に添った髪型をつくることはもちろん、お客さまをより輝かせて幸せにし、笑顔になって頂ける美容施術ができる美容師を養成するために、美容現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け  
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業や業界団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に、学科毎に教育課程編成委員会を設置してこれを学校長の下に置く。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について協議した上で、委員会における審議事項に採択するか否かを決定する。審議結果は学科におけるカリキュラム検討会議で審議された後、校長の許可を経て決定する。なお、委員会における審議結果は可能な限り教育課程に反映させることに努め、次回の委員会においてその反映状況や結果について報告して、改めて委員会において審議する場合がある。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
城井 正雄	SPCGLOBAL(北九州本部長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	①
武田 英紀	株式会社amon(代表取締役)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	③
森田 純	株式会社ダリア(北九州営業所長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	③
西田 真紀	九州CTB理容美容専門学校(校長)		—
味村 吉浩	九州CTB理容美容専門学校(副校長)		—
後藤 廣一朗	九州CTB理容美容専門学校(教務部長)		—
大谷 孔平	九州CTB理容美容専門学校(美容科学科長)		—
木村 祐紀子	九州CTB理容美容専門学校(美容科教員)		—
石川 裕美	九州CTB理容美容専門学校(美容科教員)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期  
(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月26日 16:30～18:30

令和5年度第2回 令和5年11月6日 16:30～18:30

令和6年度第1回 令和6年6月10日 16:30～18:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和5年度第1回)

- ①(美容実習)カラーリングのテストの結果報告を行うとともに、今一度評価項目や評価基準の見直しを図るべきである。
- ②(美容実習)今後の実務実習のあり方について、意識づけや生活態度について検討すべきある。
- ③(接遇)離職率を下げるためにはどのようにすれば良いか考え、その手立てを講じるべきである。
- ④(美容理論)ヘアケアマイスターの資格取得について検討してはどうか。

(令和5年度第2回)

- ①(美容実習)カラーリングのテストについて結果報告を行うのが望ましい。
- ②(美容実習)離職率を下げるために、外部セミナーの実施を検討すべきである。
- ③(美容実習)実務実習にあたっての意識付けの見直しを図るべきである。
- ④(美容実習)ヘアケアマイスターの資格取得を検討すべきである。

(令和6年度第1回)

- ①(接遇Ⅰ～Ⅱ)学生の受講態度(サロンガイダンスなど)等の指導を徹底すべきである。
- ②(美容実習Ⅰ～Ⅱ)外部講師として現役美容師に依頼した場合の技術研修・講習会の進め方について検討すべきである。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和5年度第1回)

- ①(美容実習)実務実習の入店前に学校でカラーリング実習を行い、現場で観点を実のあるものにする。また、実際に間近で得た知識を技術としてアウトプットできるかを10項目で評価する。
- ②(美容実習)業務内容や日々の気付き等、終えてからの感想を課題として提出する。また自己評価を行い、サロン様の評価と一致しているか、実習を振り返って再確認する。また、緊張感がすぐに抜けてしまわないよう日頃の生活態度の指導と併せて事前指導を行う。
- ③(接遇)今年度は前期の間、サロン様に来て頂いてガイダンスを行って頂いた。今年度はこのまま口コミで行い、来年度はまた方法を考える。
- ④(美容理論)職員がまず認定講師となり、勉強会を開き、学生が受験できるまでの流れを本校のみで回していく準備が必要と考える。

(令和5年第2回)

- ①(美容実習)技術的な分野については、ブロッキング、塗布前診断、薬剤調合、塗布と採点項目を定められており、基礎的な部分やクリアできていた。採点表を確認したところ、極端に習熟度の低い評価は見当たらなかった。しかし、気になった部分として採点評価項目の中に、マナーの出来不出来を評価する項目があったが、その部分だけ評価点にばらつきが見られた。ウィッグを相手にしたシミュレーションで、接客に関する評価をするのが難しかったと言える。
- ②(美容実習)前回の委員会の中でパフォーマンスからガイダンスに繋げる「天神ジャック」のご紹介を頂いた。まずは、既にガイダンスを予約頂いたサロン様とガイダンスの打合せをした中で、簡単なデモンストレーションを行って頂く方向で実施させて頂いたケースが1件あったので取り急ぎお願いした。特に、ガイダンス自体が就職先の情報収集のために行うものなので、受け手の学生側が将来美容師になった際、何ができるようになるのかという興味の中、デモンストレーションを見学することができるので、来年度は実施する時期を見定めて計画していく。
- ③(美容実習)委員のご指摘の中に、本校は他校に比べて緩い感じを受けるとあった。教員と学生の距離が近いという部分は本校の良さの一つでもあるが、一転して悪評にもなり得るものなので、教育という観点の中で、学生目線に立った教育活動ができるよう見直していきたいと思う。まずは、新入生教育カリキュラムを改善し、実行していく。
- ④(美容実習)現在、教育体制の強化を図るために、クラス運営に力を入れている段階である。そのメインは学生指導に重きを置いて活動している段階なので、各クラス担任の校務運営が安定してから、本資格に着手していく計画である。時期的には、来春以降を予定している。

(令和6年度第1回)

- ①(接遇Ⅰ～Ⅱ)今年度に入り、マナーアップCTBと題して、学内生活の改善を図るための指導を行ったり、毎月全校集会も実施している。主な内容は、学生指導と学内生活についてのことなので、全校集会でやるべき内容を学内会議や理美容会議で積極的に協議し、指導における誤差がないようにする。
- ②(美容実習Ⅰ～Ⅱ)外部講師の選定について現役美容師に依頼した場合は、どうしても求人活動と連動したものになりがちである。よって、特定のサロンへの優遇とならないよう、本校の教育カリキュラムに沿った内容であるということと、求人PRを行わない、などの制約を設けて実施する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容現場において実際の業務に携わる美容師によって基本的な技術指導を行うほか、実際の美容現場で用いる技術指導へと発展させていくことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

美容の現場において実際の業務に携わるとともに、そこに勤務する美容師に対して実務指導も行っている美容師による指導を行う。国家試験の実技試験に必要な基本的な技術指導を行うほか、それを美容現場で用いる技術指導へと発展させ、より実践的で専門的な知識や技術の修得へと導く。実習を通して知識については口頭試問を、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方によって総合的な評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
美容実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・美容の業務を安全に実施するため、作業姿勢、取り扱いを把握させる。 ・国家資格条件は技術のみではなく、衛生試験があることを念頭に置き、日常から公衆衛生の注意徹底をする。	サロンド・アール
美容実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・美容の業務を安全に実施するため、作業姿勢、取り扱いを把握させる。 ・国家資格条件は技術のみではなく、衛生試験があることを念頭に置き、日常から公衆衛生の注意徹底をする。	サロンド・アール
美容実習Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・1年次に取得した基礎技術の応用を実践で学ぶ。 ・人頭モデルでの技術練習を増やすことで、さまざまな事例に対応できるようにする。 ・国家試験合格に向けた反復練習と個々の能力に応じた個別訓練を徹底する。	総合美容－FUU
美容実習Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・1年次に取得した基礎技術の応用を実践で学ぶ。 ・人頭モデルでの技術練習を増やすことで、さまざまな事例に対応できるようにする。 ・国家試験合格に向けた反復練習と個々の能力に応じた個別訓練を徹底する。	総合美容－FUU

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。研修は事業年度の開始までに教職員から希望する研修について研修計画の報告を求めるほか、本校が必要と認める研修計画も含めて、本校としては教職員が積極的に研修を受ける機会を提供する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は最新のヘアスタイルをはじめとする美容知識や技術を修得して、学生指導に還元できるようにすることを目的とする。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、学生の習熟度や個性を見極め、学生のモチベーションを高めることができるような指導ができるようにすることを目的とする。

## (2) 研修等の実績

### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	着付け技術研修	連携企業等:	芝美保
期間:	令和5年8月3日(木)	対象:	学科専任教員1名
内容	着付け技術研修		

### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	指導が難しい学生への対応～より効果的な学生指導を目指して～	連携企業等:	高陵高等学校
期間:	令和5年8月8日(火)	対象:	学科専任教員3名
内容	学生が学習に向かう動機の4つのパターン ほか		

## (3) 研修等の計画

### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	ジェルネイル初級試験官養成講座	連携企業等:	NPO法人日本ネイリスト協会
期間:	令和6年5月9日(木)	対象:	学科専任教員1名
内容	ジェルネイル初級検定を自校実施可能とするための研修		

### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	クラス運営に係る組織論	連携企業等:	TOTO(株)
期間:	令和6年8月7日(水)	対象:	学科専任教員3名
内容	講師の経験を通して目的意識の統一と価値観の総理解を図る		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

### (1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

### (2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育人人材像、特色、将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3) 教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4) 学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5) 学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6) 教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8) 財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9) 法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10) 社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

①(基準1)理念・将来像について考えるべき主体が誰であるのかを読み取れなかったが、ここは学校として考えるべきものである、その後において学生にも考えさせるといった書き方が望ましい。

②(基準2)スタンダードブックの職員への配付は非常に良いが、それをどう活用しているのかを明確にするとさらに良い。

③(基準2)意思決定の仕組みがあるのはわかるが、より早い意思決定ができるような仕組みへのブラッシュアップが必要ではないか。

④(基準3)座学における習熟度の差を極力なくするために、誰でも理解可能な表現方法を活用し、その先生の感覚的表現に偏らないように心がけるべきである。

⑤(提言3)学生個々において何が得意で、何が苦手、何に悩んでいるのかを全教員が理解し、最適な人材が適切に対応できるように共有する必要がある。

⑥(基準5)退学はポジティブな退学もあるので全ての退学者に対しては可能ではないにしろ、通信科への転科などその学生にとって最良のものが選択できるようにして欲しい。

⑦(基準10)地域貢献及び社会貢献は重要であるが、教育活動が学校の本丸であることを大切に考え、バランス良い貢献活動を行って欲しい。

提起された意見に対する対応

①(基準1)考える主体を学校にして、その上で学生にも将来像を考える機会を持たせるような流れを作る。

②(基準2)提言のとおり、活用方法まで記すようにする。

③(基準2)学科長交代や職員の退職などがあり、現在、文章化・明文化の最中であるので引き続き対応する。

④(基準3)感覚的表現にならないよう、教員間での意見交換を頻繁に行うようにする。

⑤(基準3)各学科会議などにおいて適材を適所に配置できる仕組みを検討する。

⑥(基準5)現在もそのように行っているが、今後は学生の相談窓口などをメンタルの専門家へつなぐ仕組みづくりを行う。

⑦(基準10)年度初めの年間行事計画書作成時に、バランス良く貢献活動計画を立案する。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
千々和 隆生	学校法人能美学園星琳高等学校(参与)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	地域団体 役職員
安部 和則	北九州理容連盟(副会長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	関係団体 役職員
町田 その子	北九州市立高等理容美容学校(卒業生)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <https://ctb.ac.jp/files/libs/1206/202406250914255348.pdf>

公表時期: 令和6年6月24日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4. (2) 専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2)各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3)教職員	教育情報
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6)学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10)国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11)その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <https://ctb.ac.jp/files/libs/1230/202409071630529311.pdf>

公表時期: 令和6年9月7日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規	美容師法に関連する衛生法規の内容を体系的に理解し、美容の業を行うにあたり必要な衛生法規から美容所を開設する場合に必要なとなる法令について修得する。	2通	30	1	○			○			○	
2	○			衛生管理Ⅰ	免許を取得して美容の業を行うにあたり必要な衛生法規から美容所を開設する場合に必要なとなる公衆衛生及び環境衛生における知識や法令について習得する。	1通	60	2	○			○			○	
3	○			衛生管理Ⅱ	免許を取得して美容の業を行うにあたり必要な衛生管理技術における知識とその技法を修得する。	2通	30	1	○			○			○	
4	○			保健Ⅰ	美容の業を行うにあたり必要な人体の構造及び機能について学習する。	1通	60	2	○			○			○	
5	○			保健Ⅱ	人体の構造及び機能のうち、もっとも関係が深い「皮膚科学」の分野に特化して学習する。	2通	30	1	○			○			○	
6	○			香粧品化学Ⅰ	全般的に香粧品に分類される物の原料や特性における知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	1通	30	1	○			○			○	
7	○			香粧品科学Ⅱ	免許を取得して美容の業を行うにあたり実際に美容所で使用される香粧品の知識を身につけ、安全に取り扱うことができるようにする。	2通	30	1	○			○			○	
8	○			文化論Ⅰ	美容の業を行うにあたり、知っておくべき美容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	1通	30	1	○			○			○	
9	○			文化論Ⅱ	美容の業を行うにあたり、知っておくべき美容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	2通	30	1	○			○			○	

10	○		美容技術理論 I	優れた美容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。美容技術理論を学ぶ目的は、美容技術の習得を容易にすることである。	1通	60	2	○			○		○						
11	○		美容技術理論 II	優れた美容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。美容技術理論を学ぶ目的は、美容技術の習得を容易にすることである。	2通	90	3	○			○		○						
12	○		運営管理	美容の業を行うにあたり、知っておくべき自己のまたは組織の管理者としての必要な知識を習得する。	2通	30	1	○			○		○						
13	○		美容実習 I	・美容の業務を安全に実施するため、作業姿勢、取り扱いを把握させる。 ・国家資格条件は技術のみではなく、衛生試験があることを念頭に置き、日常から公衆衛生の注意徹底をする。	1通	450	15				○		○		○		○	○	
14	○		美容実習 II	・1年次に取得した基礎技術の応用を実践で学ぶ。 ・人頭モデルでの技術練習を増やすことで、さまざまな事例に対応できるようにする。 ・国家試験合格に向けた反復練習と個々の能力に応じた個別訓練を徹底する。	2通	450	15				○		○		○		○	○	
15	○		エステティック I	身体の組織や器官の活動を助け、身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し、美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	1後	60	2			○		○						○	
16	○		エステティック II	身体の組織や器官の活動を助け、身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し、美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	2前	60	2			○		○						○	
17	○		ネイル I	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	1後	60	2			○		○						○	
18	○		ネイル II	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	2前	60	2			○		○						○	
19	○		情報技術 I	美容業に必要な情報技術を学び、実際において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	1通	60	2			○		○							○
20	○		情報技術 II	美容業に必要な情報技術を学び、実際において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	2通	60	2			○		○							○

21	○		メイク	道具のセッティング、作業効率の向上と衛生を理解する。また、一つ一つの技術の目的と効果を理解し、技術習得をする。	1通	30	1		○	○	○						
22	○		接遇Ⅰ	美容師に必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学習し、演習を行う。	1通	30	1	○	△	○	○						
23	○		接遇Ⅱ	美容師に必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学習し、演習を行う。	2通	30	1	○	△	○	○						
24	○		作品制作Ⅰ	1年次の美容実習で学んだ「毛髪を梳く・分ける・まとめる・留める」という基礎課題が習得できているか実践・確認する。競技会入賞作品を参考に上位を目指す。	1通	60	2	○		○	○						
25	○		作品制作Ⅱ	1年次で学んだ美容技術を踏まえ、2年次で新たに習得した技術と合わせて学生の個人レベルに合わせた作品制作を行い、校内ヘアショー、卒業作品とする。	2通	60	2	○		○	○						
26	○		保健体育	健康スポーツは身体を動かすことを楽しみ、生活に役立つ健康な身体と心を維持増進することを目的とする。適切な指導を行えることが、これからの健康の維持増進に必要不可欠であるため、子どもから高齢者の特徴について学んでいく。	1後	30	1	○		○							○
27		○	ネイルⅢ	日本ネイリスト協会発行のテキストを用いて検定試験2級に合格できる技術と知識の習得を行う。	1後 2前	60	2	○		○							○
28		○	マツエク	まつげエクステンションの正しい知識を身につける。用具類の衛生管理、使用法を正しく理解し、基本的な装着、リムービングの技術を習得する。	1後 2前	60	2	○		○							○
29		○	クリエイティブ	ヘアスタイル制作の応用力を身につけさせる。	1後 2前	60	2	○		○							○
30		○	ブライダル	・TPOに応じたメイクアップ技術の習得ができるように相モデルによる実践授業。 ・さまざまな年齢層に対応できる技術、知識の習得。 ・ブライダル業界での即戦力になる細やかな配慮ができる人材育成。	1通	60	2	○		○							○
合計						30	科目	75 単位 (単位時間)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 全ての授業科目における単位を修得。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。